



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次(\*については県例規集掲載事項)

- 規則
  - \*66 水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (水産振興課)
- 教育委員会規則
  - \*21 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- 告示
  - 821 保安林予定森林 (森林整備課)
  - 822 林業種苗生産業者の登録の失効 ( " )
  - 823 基本測量の実施 (技術調査課)
- 公安委員会告示
  - 26 遊泳区域の指定
  - 27 駐車監視員資格者講習の実施
- 選挙管理委員会告示
  - 78 政治団体の設立の届出
  - 79 政治団体の届出事項の異動の届出
  - 80 政治団体の解散の届出
  - 81 政治団体の収支報告書の要旨
  - 82 資金管理団体の指定の取消しの届出
- 公告
  - 既存媒体活用企画・制作業務コンペティションに係る事前説明会の実施 (広報室)
  - 平成20年度県立高等看護学院の学生募集 (医務課)
  - 平成20年度県立なぎ看護学校の学生募集 ( " )

## 規 則

### 和歌山県規則第66号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年6月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則(平成19年和歌山県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号を次のように改める。

(3) 総会等の議事録の謄本

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第21号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年6月22日

和歌山県教育委員会委員長 樫畑直尚

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和33年和歌山県教育委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項中「同号に定める期間に係る最後」を「次の各号のいずれかに掲げる事由が同項第1号に定める期間に係る最後」に改め、「、法第28条の2の規定による退職その他離職すること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他教育委員会の定める事由が」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第28条の2の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) 長期間の研修等のために旅行をすること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他教育委員会の定める事由が生ずること。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第821号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年6月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町真砂字川

向319

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第822号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定による林業種苗生産業者の事業廃止に伴う登録の失効について、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
	氏名又は名称	住所	種	穂	苗	木	名	称
59	中西一好	海草郡紀美野町下佐々184	採	種	幼	苗	中	西
			種	選	苗	の	西	一
			種	選	育	成	好	紀
			種	選	成	成	美	野
			種	選	成	成	町	下
			種	選	成	成	佐	々
			種	選	成	成	184	
68	中西正好	海草郡紀美野町下佐々184	○	○	○	○	中	西
			○	○	○	○	正	好
			○	○	○	○	紀	美
			○	○	○	○	野	町
			○	○	○	○	下	佐
			○	○	○	○	々	184

和歌山県告示第823号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省土地院院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量(土地条件調査)
- 2 作業期間 平成19年7月1日から平成20年3月31日まで
- 3 作業地域 白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第26号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(平成5年和歌山県条例第40号)第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成19年6月22日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
加太海水浴場	和歌山市加太北丁	和歌山市加太北丁地先の海域で、「加太海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳	平成19年6月30日から同年8月31日まで

浪早ビーチ海水浴場	和歌山市田野	区域の標識により区画表示された区域内 和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年7月1日から同年8月31日まで
浜の宮ビーチ海水浴場	和歌山市毛見	和歌山市毛見地先の海域で、「浜の宮ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年7月1日から同年8月31日まで
片男波海水浴場	和歌山市和歌浦南3丁目	和歌山市和歌浦南3丁目地先の海域で、「片男波海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年7月1日から同年8月31日まで
磯の浦海水浴場	和歌山市磯の浦	和歌山市磯の浦地先の海域で、「磯の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年7月1日から同年8月31日まで
田辺扇ヶ浜海水浴場	田辺市扇ヶ浜	田辺市扇ヶ浜地先の海域で、「田辺扇ヶ浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年7月1日から

		浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同年8月31日まで
田原海水浴場	東牟婁郡 串本町田原 原山谷	東牟婁郡串本町田原山谷地先の海域で、「田原海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年7月1日から同年8月31日まで
橋杭海水浴場	東牟婁郡 串本町 野川	東牟婁郡串本町野川地先の海域で、「橋杭海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年7月1日から同年8月31日まで
里野海水浴場	西牟婁郡 すさみ町 里野	西牟婁郡すさみ町里野地先の海域で、「里野海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年7月1日から同年8月31日まで
すさみ海水浴場	西牟婁郡 すさみ町 周参見	西牟婁郡すさみ町周参見地先の海域で、「すさみ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年7月1日から同年8月31日まで
島尻海水浴場	東牟婁郡 太地町 大字太地 東大長井	東牟婁郡太地町大字太地東大長井地先の海域で、「島尻海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年7月1日から同年8月31日まで
玉の浦海水浴場	東牟婁郡 那智勝浦 町大字 粉白	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白地先の海域で、「玉の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年7月1日から同年8月27日まで
宇久井海水浴場	東牟婁郡 那智勝浦 町大字 宇久井	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井地先の海域で、「宇久井海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年7月1日から同年8月27日まで
湯川海水浴場	東牟婁郡 那智勝浦 町大字 二河	東牟婁郡那智勝浦町大字二河地先の海域で、「湯川海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年7月1日から同年8月27日まで

那智海水浴場	東牟婁郡 那智勝浦 町大字 浜ノ宮	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先の海域で、「那智海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年7月1日から同年8月27日まで
産湯海水浴場	日高郡 日高町 大字 産湯	日高郡日高町大字産湯地先の海域で、「産湯海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年7月14日から同年8月31日まで

和歌山県公安委員会告示第27号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により告示する。

平成19年6月22日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 駐車監視員資格者講習の期日、場所及び予定人員

(1) 実施期日

1日目 (講習)	平成19年9月27日(木) 午前10時00分～午後6時30分 (受付時間 午前9時30分～午前9時50分)
2日目 (講習)	平成19年9月28日(金) 午前10時00分～午後6時30分 (受付時間 午前9時30分～午前9時50分)
3日目 (考査試験)	平成19年10月4日(木) 午前10時30分～午前11時30分 (受付時間 午前10時～午前10時20分)

(2) 実施場所

和歌山市伝法橋南ノ丁7番地  
和歌山市民会館 1階 市民ホール

(3) 講習予定人員

100名

2 受講手續に関する事項

(1) 申込みの方法

受講の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（写真をちょう付すること。）

イ 駐車監視員資格者講習受講票（写真をちょう付すること。）

ウ 運転免許証、外国人登録証明書、旅券（パスポート）等受講の申込みをする者が本人であることを証するものの写し

（写真は、受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.0センチメートル）

ル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。)

(2) 手続の流れ

申込者は、申込書等と引換えに、講習の日時、場所等を記載した講習指定書を受け取り、講習の当日に指定された講習場所において公安委員会所定の駐車監視員資格者講習手数料納付書により、講習手数料を納付した上、駐車監視員資格者講習受講票を受け取ること。

(3) 申込書等の提出先

- ア 申込者が和歌山県内の居住者の場合  
申込者の居住地を管轄する警察署交通課
- イ 申込者が和歌山県以外の居住者の場合  
和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター

(4) 申込書等の提出期間

平成19年8月20日(月)から平成19年9月21日(金)まで(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間

(5) 講習手数料

19,000円(和歌山県証紙)  
(講習1日目の受付において、駐車監視員資格者講習手数料納付書に上記金額の和歌山県証紙をちょう付し、提出すること。現金での納付は取り扱わな

い。)

3 留意事項

- (1) 講習予定人員を超えた場合は、その時点で受付を締め切る。
- (2) 審査試験終了後の合格発表は、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書の郵送により行う。

4 問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター  
〒640-8524 和歌山市西1番地 交通センター内  
電話番号 073-473-0356

(2) 申込書の備付場所

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター  
又は和歌山県内各警察署交通課

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月22日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
舟瀬享後援会	山口定雄	藤本学	有田郡広川町唐尾1116	平成19.5.7	政治団体	
蜷川勝彦後援会	竹内秀豪	蜷川ヨシ子	東牟婁郡那智勝浦町大字南平野3124	平成19.5.10	政治団体	
和歌山県鍼灸師連盟	中田浩	尾谷正剛	有田郡有田川町大字明王寺338-8 フジビル1号	平成19.5.31	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月22日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
中村紘一郎は考える会	名称	中村紘一郎は考える会	中村紘一郎をささえる会	平成19.5.14	政治団体	
	主たる事務所の所在地	東牟婁郡那智勝浦町勝浦752-1	東牟婁郡那智勝浦町勝浦416-1	平成19.5.14	政治団体	
	代表者	中村紘一郎	中村明代	平成19.5.14	政治団体	
	会計責任者	中村明代	三田陸子	平成19.5.14	政治団体	

自由民主党本宮支部	主たる事務所の所在地	田辺市本宮町伏拝983-2	田辺市本宮町請川296-2	平成19.5.21	政党の支部
	代表者	泉正徳	大前実	平成19.5.21	政党の支部
よしもと昌純後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市吉原1171番地	和歌山市田尻183番地	平成19.5.21	政治団体
	会計責任者	吉本久子	宮田志郎	平成19.5.21	政治団体
世耕弘成後援会御坊支部	主たる事務所の所在地	御坊市湯川町小松原570	御坊市湯川町財部287	平成19.5.23	政治団体
	代表者	上西一永	東岡富一	平成19.5.23	政治団体
	会計責任者	松本國久	門上和治	平成19.5.23	政治団体
自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部	名称	自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部	自由民主党和歌山県西牟婁郡第二支部	平成19.5.28	政党の支部
和歌山県土地家屋調査士政治連盟	会計責任者	小柳健一	大河内泰明	平成19.5.29	政治団体
地域振興和歌山県支部	主たる事務所の所在地	海南市黒江1-275	和歌山市栄谷302	平成19.6.6	政治団体
	代表者	奥田貢	山田五良	平成19.6.6	政治団体
	会計責任者	阪口学	貴志治	平成19.6.6	政治団体

和歌山県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月22日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
上西あきお後援会	津田三一郎	平成19.4.25	平成19.5.9
自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部	小原泰	平成19.5.14	平成19.5.14
長岡伝蔵後援会	佐古義弘	平成19.3.28	平成19.5.14
和積会	新田和弘	平成19.5.15	平成19.5.16
新田和弘後援会	西田義昭	平成19.5.15	平成19.5.16
和田正人後援会	和田正人	平成19.4.27	平成19.5.16
自由民主党和歌山県御坊市第一支部	増田亨	平成19.5.28	平成19.5.28

山岡年文後援会

木下輝美

平成19.4.30

平成19.5.30

和歌山県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成19年6月22日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	上西あきお後援会	自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部	長岡伝蔵後援会	和積会	
報告年月日	平成19年1月12日	平成19年2月2日	平成19年3月28日	平成19年5月16日	
資金管理団体の届出をした者の氏名				新田和弘	
資金管理団体の届出に係る公職の種類				県議会議員	
1 収入総額	0	90,222	0	120,000	
ア 前年繰越額	0	48,222	0	0	
イ 本年収入額	0	42,000	0	120,000	
2 支出総額	0	40,000	0	120,000	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	42,000 48			
	イ 寄附			120,000	
	(ア) (イ)を除く寄附の合計			120,000	
	(a) 個人分 (うち特定寄附)			120,000	
	(b) 法人その他の団体分				
	(c) 政治団体分				
	(イの寄附のうちあつせんによるもの)				
	(イ) 政党匿名寄附				
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
	エ 借入金				
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
カ その他の収入					
4 支出の内訳	ア 経常経費				
	(ア) 人件費				
	(イ) 光熱水費				
	(ウ) 備品・消耗品費				
	(エ) 事務所費				
	イ 政治活動費		40,000		120,000
	(ア) 組織活動費		40,000		120,000
	(イ) 選挙関係費				
	(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費				
	(a) 機関紙誌の発行事業費				
(b) 宣伝事業費					
(c) 政治資金パーティー開催事業費					
(d) その他の事業費					
(エ) 調査研究費					
(オ) 寄附・交付金					
(カ) その他の経費					
5 資産等の状況					
(* 印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)					

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	新田和弘後援会	和田正人後援会	自由民主党和歌山県御坊市第一支部	山岡年文後援会	
報告年月日	平成19年5月16日	平成19年1月25日	平成19年4月2日	平成19年5月30日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		和田正人			
資金管理団体の届出に係る公職の種類		県議会議員			
1 収入総額	0	34,325	0	0	
ア 前年繰越額	0	34,325	0	0	
イ 本年収入額	0	0	0	0	
2 支出総額	0	0	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)				
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせんによるもの)				
	(イ) 政党匿名寄附				
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
	エ 借入金				
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
	カ その他の収入				
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費			
	5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)				

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	上西あきお後援会	自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部	長岡伝蔵後援会	和積会	
報告年月日	平成19年5月9日	平成19年5月14日	平成19年5月14日	平成19年5月16日	
資金管理団体の届出をした者の氏名				新田和弘	
資金管理団体の届出に係る公職の種類				県議会議員	
1 収入総額	0	50,222	0	0	
ア 前年繰越額	0	50,222	0	0	
イ 本年収入額	0	0	0	0	
2 支出総額	0	0	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)				
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせんによるもの				
	(イ) 政党匿名寄附				
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
	エ 借入金				
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
	カ その他の収入				
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費			
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)			



政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	新田和弘後援会	和田正人後援会	自由民主党和歌山県御坊市第一支部	山岡年文後援会	
報告年月日	平成19年5月16日	平成19年5月16日	平成19年5月28日	平成19年5月30日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		和田正人			
資金管理団体の届出に係る公職の種類		県議会議員			
1 収入総額	0	34,325	0	0	
ア 前年繰越額	0	34,325	0	0	
イ 本年収入額	0	0	0	0	
2 支出総額	0	0	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)				
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの) (イ) 政党匿名寄附				
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
	エ 借入金				
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
	カ その他の収入				
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費			
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)			

和歌山県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったの

で、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月22日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
和田正人	和歌山県議会議員	和田正人後援会	和歌山市湊1丁目8番34号	和田正人	平成19.5.16
新田和弘	和歌山県議会議員	和積会	和歌山市岩橋1690-13	新田和弘	平成19.5.16

公 告

公 告

既存媒体活用企画・制作業務について、コンペティション方式により委託事業者の選定を行うに当たり、コンペティション参加希望者に対する事前説明会を次のとおり実施する。

平成19年6月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 概要

(1) 委託業務名

既存媒体活用企画・制作業務

(2) 業務内容

県のイメージの向上を図るため、既存媒体（紙媒体、電波媒体等をいう。）を活用した広告及び取材誘致（プレスツアー）の企画及び制作を行う。

(3) 委託に係る予算上限額

11,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 事前説明会開催日及び場所

日時 平成19年6月29日（金）午後1時30分から

場所 県庁本館3階 特別会議室

(5) コンペティションの実施方法

企画書等を書面にて審査する1次審査及びプレゼンテーションによる2次審査を行う。

ア プレゼンテーションでは、企画書の内容について説明を求める。

イ プレゼンテーションの日時及び場所は、別途通知する。

(6) 契約予定期間

平成19年8月上旬から平成20年3月31日まで

(7) 留意事項

事前説明会に参加していないものはコンペティションに参加することはできないものとする。

2 事前説明会参加の手續等に関する事項

(1) 担当課室

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階

和歌山県広報室

電話番号 073-441-2032

ファクシミリ番号 073-423-9500

(2) 事前説明会参加のための手續

事前説明会への参加を希望する者は、平成19年6月27日（水）までに担当課室に連絡の上、事前説明会開催日時に開催場所において受付を済ませること。

3 事前説明会参加の資格条件に関する事項

事前説明会に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者

(4) 税金を滞納していない者

(5) 各種媒体を活用した企画制作能力が高く、十分な経験及び実績を有している者

公 告

平成20年度和歌山県立高等看護学院看護学科一部、看護学科二部及び助産学科の学生を次のとおり募集する。

平成19年6月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

募集学科

1 看護学科一部推薦（全日制、看護師3年課程）

(1) 募集人員

25人程度

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、

和歌山県内の高等学校長が推薦するものとする。

- ア 平成20年3月高等学校卒業見込みの者で、和歌山県立高等看護学院看護学科一部を専願するもの
- イ 看護職としての適正があると認められる者
- ウ 学習成績及び生活態度が良好で、その評定が特に優れている者

(4) 入学願書受付期間

平成19年11月5日(月)から平成19年11月6日(火)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 出願手続

ア 推薦入学志願者は、次の書類を在学する高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

(イ) 写真 1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にちょう付すること。

(ウ) 受験票送付用定形封筒(長形3号) 1枚

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円(書留料を含む。)をちょう付すること。

(エ) 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,000円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をちょう付すること。

イ 高等学校長は、上記アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて封筒の表に「看護学科一部」と朱書の上、出願書類を一括し和歌山県立高等看護学院に郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

(ア) 調査書 文部科学省所定の様式により高等学校長が作成し、厳封したもの

(イ) 推薦書 和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用い、高等学校長が作成したもの

(6) 試験科目

小論文及び面接

(7) 試験日時及び試験会場

試験日時 平成19年11月26日(月)午前10時から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表

平成19年12月4日(火)

高等学校長に通知するとともに、合格者には本人あて合格通知書を送付する。

2 助産学科推薦

(1) 募集人員

5人程度

(2) 修業年限

1年

(3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、かつ、在学する学校長が推薦するものとする(女子に限る。)

ア 文部科学大臣又は厚生労働大臣の指定を受けた和歌山県内の看護師養成施設を平成20年3月に卒業する見込みである者で、和歌山県立高等看護学院助産学科を専願するもの

イ 学習成績及び生活態度が良好で、助産師志望の強い者

ウ 卒業後、和歌山県内で助産師業務に従事することができる者

(4) 入学願書受付期間

平成19年8月7日(火)から平成19年8月8日(水)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 出願手続

ア 推薦入学志願者は、次の書類を在学する学校長に提出すること。

(ア) 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

(イ) 写真 1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にちょう付すること。

(ウ) 受験票送付用定形封筒(長形3号) 1枚

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円(書留料を含む。)をちょう付すること。

(エ) 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,000円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をちょう付すること。

イ 学校長は、上記アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて封筒の表に「助産学科」と朱書の上、出願書類を一括し和歌山県立高等看護学院に郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

(ア) 成績証明書 学校長が作成し、厳封したもの

(イ) 推薦書 和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用い、学校長が作成したもの

(ウ) 卒業見込証明書

(6) 試験科目

小論文及び面接

(7) 試験日時及び試験会場

試験日時 平成19年8月23日(木)午前10時20分から  
試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表

平成19年8月28日(火)

在学する学校長に通知するとともに、合格者には本人あて合格通知書を送付する。

3 看護学科一部(全日制、看護師3年課程)

(1) 募集人員

50人(推薦入学の募集人員25人程度を含む。)

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格

- ア 高等学校を卒業した者
- イ 平成20年3月高等学校卒業見込みの者
- ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項に該当する者

(4) 入学願書受付期間

平成19年12月3日(月)から平成19年12月10日(月)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「看護学科一部」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院に郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

イ 写真 1枚  
上半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にちょう付すること。

ウ 卒業証明書  
高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)合格証明書又は合格証書(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条第4号に該当する者)

上記以外の学校教育法第56条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

エ 調査書  
文部科学省所定の様式により出身高等学校長の作成した厳封のもの

オ 受験票送付用定形封筒(長形3号) 1枚  
受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円(書留料を含む。)をちょう付すること。

カ 入学考査手数料 5,000円  
入学願書に、5,000円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をちょう付すること。ただし、県外生等と

歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,000円の郵便為替(指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。)により納付することができる。ただし、郵便為替はちょう付しないこと。

(6) 試験科目

第1次試験(学科) 数学Ⅰ、国語総合(古文及び漢文を除く。)、英語Ⅰ及び生物Ⅰ  
第2次試験(面接) 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成20年1月24日(木)午前9時30分から午後2時50分まで

第2次試験 平成20年2月8日(金)午前9時30分から  
試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成20年2月1日(金)午前10時  
和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には本人あて第1次試験合格通知書を送付する。

第2次試験 平成20年2月15日(金)午前10時  
和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には本人あて合格通知書を送付する。

4 看護学科二部(昼間定時制、看護師2年課程)

(1) 募集人員

45人

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格

ア 高等学校を卒業し、准看護師の免許を取得した者又は平成20年3月31日までに取得見込みの者

イ 高等学校を平成20年3月卒業見込みの者で、准看護師の免許を取得したもの又は平成20年3月31日までに取得見込みのもの

ウ 学校教育法第56条第1項に該当する者で、准看護師の免許を取得したもの又は平成20年3月31日までに取得見込みのもの

エ 中学校を卒業した者で、准看護師免許を取得し平成20年4月1日現在で看護業務に従事した期間が3年以上になる見込みのもの

(4) 入学願書受付期間

平成19年12月3日(月)から平成19年12月10日(月)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「看護学科二部」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院に郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不

備がある場合は受理しない。

ア 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

イ 写真 1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にちょう付すること。

ウ 卒業証明書又は卒業見込み証明書

高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)合格証明書又は合格証書(学校教育法施行規則第69条第4号に該当する者)

上記以外の学校教育法第56条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

エ 調査書

准看護師養成施設の卒業者又は卒業見込みの者は、当該施設長の作成した厳封のもの

高等学校の衛生看護科の卒業者又は卒業見込みの者は、当該学校長の作成した厳封のもの

オ 准看護師免許書の写し

准看護師の免許を有する者は、その写しを提出すること。

カ 就業証明書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

出願資格エに該当する者は、提出すること。

キ 受験票送付用定形封筒(長形3号) 1枚

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円(書留料を含む。)をちょう付すること。

ク 入学審査手数料 5,000円

入学願書に、5,000円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をちょう付すること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,000円の郵便為替(指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。)により納付することができる。ただし、郵便為替はちょう付しないこと。

(6) 試験科目

第1次試験(学科) 英語、数学、国語(古文及び漢文を除く。)、専門基礎科目及び専門科目

第2次試験(面接) 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成20年1月24日(木)午前9時30分から午後3時まで

第2次試験 平成20年2月8日(金)午前9時30分から  
試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成20年2月1日(金)午前10時  
和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、

当学院ホームページに掲載する。また、合格者には本人あて第1次試験合格通知書を送付する。

第2次試験 平成20年2月15日(金)午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には本人あて合格通知書を送付する。

5 助産学科

(1) 募集人員

15人(推薦入学の募集人員5人程度を含む。)

(2) 修業年限

1年

(3) 出願資格

文部科学大臣若しくは厚生労働大臣の指定を受けた看護師養成施設を卒業した者又はこれらを平成20年3月に卒業する見込みである者(女子に限る。)

(4) 入学願書受付期間

平成19年12月3日(月)から平成19年12月10日(月)までに郵送(書留郵便)により提出すること。(締切日消印有効)

(5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「助産学科」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院に郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

イ 写真 1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にちょう付すること。

ウ 受験資格証明書

看護師養成施設の卒業証明書又は卒業見込み証明書

エ 学業成績証明書

看護師養成施設長が作成した厳封のもの

オ 受験票送付用定形封筒(長形3号) 1枚

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円(書留料を含む。)をちょう付すること。

カ 入学審査手数料 5,000円

入学願書に、5,000円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をちょう付すること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,000円の郵便為替(指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。)により納付することができる。ただし、郵便為替はちょう付しないこと。

(6) 試験科目

第1次試験(学科) 基礎看護学、母性看護学及び小

児看護学

第2次試験 (小論文及び面接) 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成20年1月28日 (月) 午前9時30分から  
午後0時10分まで

第2次試験 平成20年2月8日 (金) 午前9時30分から  
試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成20年2月1日 (金) 午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、  
当学院ホームページに掲載する。また、合格者には本人  
あて第1次試験合格通知書を送付する。

第2次試験 平成20年2月15日 (金) 午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、  
当学院ホームページに掲載する。また、合格者には本人  
あて合格通知書を送付する。

願書郵送先及びその他の問い合わせ先

和歌山県立高等看護学院

〒649-6604 和歌山県紀の川市西野山505-1

電話番号 (0736) 75-6280

その他

願書等を郵送で請求する時は、返信用切手200円をちよ  
う付したあて先明記の定形外封筒 (角2号33×24cm) を同  
封すること。

公 告

平成20年度和歌山県立なぎ看護学校看護学科の学生を次  
のとおり募集する。

平成19年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

募集学科

1 看護学科推薦 (全日制、看護師3年課程)

(1) 募集人員

20人程度

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、  
高等学校長が推薦するものとする。

ア 平成20年3月高等学校卒業見込みの者で、和歌山県  
立なぎ看護学校を専願するもの

イ 看護職として適性があると認められる者

ウ 学習成績及び生活態度が良好で、その評定が優れて  
いる者

(4) 入学願書受付期間

平成19年11月5日 (月) から平成19年11月7日 (水) ま  
でに必ず郵送 (書留郵便) により提出すること (締切日

消印有効)。

(5) 提出書類

ア 入学願書 (和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙を  
用いること。)

願書所定欄に写真をちよう付すること。

イ 調査書

文部科学省所定の様式により高等学校長が作成し、  
厳封したもの

ウ 推薦書

和歌山県立なぎ看護学校の用紙を用い、高等学校  
長が作成したもの

エ 受験票送付用定型封筒1枚 (長さ23.5cm×幅12cm)

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、返信用  
郵便切手770円 (書留速達料を含む。) をちよう付す  
ること。

オ 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,000円の和歌  
山県証紙をちよう付すること。ただし、和歌山県証  
紙の購入が困難な場合は、5,000円の郵便為替 (指定  
受取人及び委任欄は記入しないこと。) により納付  
することもできる。

(6) 試験科目

数学 I、小論文及び面接

(7) 試験日時

平成19年11月19日 (月) 午前9時から午後3時まで

(8) 試験会場

和歌山県立なぎ看護学校

(9) 合格通知送付日

平成19年11月27日 (火)

高等学校長に通知するとともに、本人あて通知する。

(10) 願書郵送先及びその他の問い合わせ先

和歌山県立なぎ看護学校

〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏20番39号

電話番号 (0735) 31-8797

2 看護学科 (全日制、看護師3年課程)

(1) 募集人員

40人 (推薦入学の募集人員を含む。)

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格

ア 高等学校を卒業した者

イ 平成20年3月高等学校卒業見込みの者

ウ 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第56条第1項に  
該当する者

(4) 入学願書受付期間

平成19年12月10日 (月) から平成19年12月14日 (金)  
までに必ず郵送 (書留郵便) により提出すること (締

切日消印有効)。

(5) 提出書類

ア 入学願書(和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙を用いること。)

願書所定欄に写真をちょう付すること。

イ 卒業証明書等

(ア) 高等学校を卒業した者は、その卒業証明書

(イ) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条第4号に該当する者にあつては、高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)合格証書又は合格証明書

(ウ) 高等専門学校(修業年限5年)を3年で修了した者は、その修了証明書

(エ) 上記以外の者で、学校教育法第56条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

ウ 調査書

文部科学省指定の様式により在学又は出身の高等学校長が作成し、厳封したもの

エ 受験票送付用定型封筒1枚(長さ23.5cm×幅12cm)

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手770円(書留速達料を含む。)をはること。

オ 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として5,000円の和歌山県証紙をちょう付すること。ただし、和歌山県外在住の者等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は5,000円の郵便為替(指定受取人及び委任欄は記入しないこと。)により納付することもできる。

(6) 試験科目

第1次試験(学科) 英語 I、数学 I、国語総合(古文及び漢文を除く。)及び生物 I

第2次試験(面接) 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時

第1次試験 平成20年1月24日(木)午前9時30分から午後2時50分まで

第2次試験 平成20年2月7日(木)午前9時30分から

(8) 試験会場

和歌山県立なぎ看護学校

(9) 合格発表及び場所

第1次試験 平成20年1月31日(木)午前9時30分

和歌山県立なぎ看護学校の玄関に掲示するとともに、和歌山県立なぎ看護学校ホームページに掲載する。また、合格者には本人あて第1次試験合格通知書を送付する。

第2次試験 平成20年2月12日(火)午前9時30分

和歌山県立なぎ看護学校の玄関に掲示するとともに、和歌山県立なぎ看護学校ホームページに掲載する。また、合格者には本人あて合格通知書を送付する。

(10) 願書郵送先及びその他の問い合わせ先

和歌山県立なぎ看護学校

〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏20番39号

電話番号 (0735) 31-8797